

令和5年8月 定例会

新潟東港地域水道用水供給企業団
議 会 会 議 録

(第 1 号)

新潟東港地域水道用水供給企業団議会

議 事 日 程

令和5年8月9日 午後3時00分開議

日程第1 議 長 の 選 挙

日程第2 議 席 の 指 定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会 期 の 決 定

日程第5 副 議 長 の 選 挙

日程第6 報 告

出納検査の結果について

日程第7 議案第5号から7号まで及び報告第1号

(企 業 長 提案理由説明)

(監査委員 決算審査説明)

日程第8 議 員 派 遣

| 新潟東港地域水道用水供給企業団議会定例会議事録（第1号） | | |
|------------------------------|---------------------------|-----|
| 開 議 | 令和 5 年 8 月 9 日 午後 3 時 00分 | |
| 散 会 | 令和 5 年 8 月 9 日 午後 3 時 18分 | |
| 出席議員 | 氏 名 | 氏 名 |
| | 平 松 洋 一 | |
| | 荒 井 宏 幸 | |
| | 渋谷 明 治 | |
| | 松 下 和 子 | |
| | 宇 野 耕 哉 | |
| | 小 泉 仲 之 | |
| | 若 月 学 | |
| | 宮 本 佳 太 | |
| | 長 島 徹 | |
| | 高 松 守 雄 | |
| | 手 嶋 満 | |
| 欠 席 議 員 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 職務のため 出席した者の 職氏名 | 総務係主事 星 野 友 哉 | |
| | 総務係主事 藤 井 海 人 | |
| | | |
| 説明のため 出席した者の 職氏名 | 企 業 長 中 原 八 一 | |
| | 監査委員 高 松 守 雄 | |
| | 事務局長 若 林 真 | |
| | 事務局次長 佐 藤 健太郎 | |
| | 事務局次長 三 富 辰 哉 | |
| | 総務係長 渡 邊 英 樹 | |
| | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | |

本日の会議に付した事件

| 議案番号 | 議案の件名 | 議決結果 |
|---------|--|--------|
| 議案第 5 号 | 令和 4 年度新潟東港地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定について | 可決及び認定 |
| 議案第 6 号 | 新潟東港地域水道用水供給企業団職員の定年等に関する条例の一部改正について | 可 決 |
| 議案第 7 号 | 監査委員の選任について | 同 意 |
| 報告第 1 号 | 資金不足比率の報告について | 報 告 |
| | 議員派遣について | 決 定 |
| | | |

本日の会議に付した事件、選挙、選任

| 件 名 | 選挙、選任の方法 |
|-------|----------|
| 議長選挙 | 指名推選 |
| 副議長選挙 | 指名推選 |
| | |

午後 3 時 0 0 分開議

- 事務局長(若林真) 本日は統一地方選挙後最初の議会ですので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっていきます。
- 出席議員中、渋谷明治議員が年長の議員ですので、ご紹介申し上げます。

[臨時議長 議長席に着席]

- 臨時議長(渋谷明治) 年長である私が臨時議長を務めることとなります。よろしくお願いいたします。

仮議席の指定

- 臨時議長(渋谷明治) ここで、議事の進行上仮議席を指定します。仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

-
- 臨時議長(渋谷明治) それでは、ただいまから令和 5 年 8 月新潟東港地域水道用水供給企業団議会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程第 1 議長の選挙

- 臨時議長(渋谷明治) はじめに日程第 1、議長の選挙を行います。
- お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 臨時議長(渋谷明治) 異議なしの声がございますのでそれに従いまして、選挙の方法は指名推選と決定します。お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 臨時議長(渋谷明治) 異議なしとのことなので臨時議長においてそのように決定し進めます。議長に小泉伸之議員を指名します。お諮りいたします。ただいま指名しました小泉伸之議員を議長の当選人と定めることについてご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 臨時議長(渋谷明治) 異議なしと認めます。したがって小泉仲之議員が議長に当選しました。ただいま当選しました小泉仲之議員に、会議規則第30条第2項により告知します。それでは小泉仲之議員、議長席にお願いをいたします。

[臨時議長退席・議長 議長席に着席]

[議長 挨拶]

- 議長(小泉仲之) 最初に一言だけご挨拶を述べさせていただきます。
ただいま議長に就任いたしました、小泉仲之でございます。
私は東港水道の議員を10年間務めてそれから8年間休んでいたのですが、この度ようやく復帰をいたしまして栄えある議長に選出いただいたことを心から感謝申し上げる次第でございます。
ご承知の通り当東港水道の供給地域についても人口減少が続き、更にその結果として水道の供給量が年々減少する中で、事務局からの事前の説明では今後数年後には基幹水道の更新という一大プロジェクトが待っているというお話を伺いました。そうした中でやはり、より構成団体の緊密な連携とそしてまた組合執行部、そして議会の両輪の輪を益々強く結んでいかなければならないと思いました。
私は議長として構成の議会の議員の皆様方一人一人の意見を大切にしながらスムーズな会議運営に努めていきたいと思っておりますので、どうか皆様方よろしくご協力をお願いいたします。ありがとうございました。

- 議長(小泉仲之) それでは、日程に従って議事を進めますので、よろしく願申し上げます。

日程第2 議席の指定

- 議長(小泉仲之) 日程第2、議席の指定を行います。
議席は、会議規則第3条の規定により、お手元の氏名標の位置に指定をいたします。

日程第3 会議録署名議員の指名

- 議長(小泉仲之) 次に日程第3、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により
平松 洋一 議員 並びに 若月 学 議員 を指名いたします。

日程第4 会期の決定

- 議長(小泉仲之) 次に日程第4、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。今期、定例会の会期は、本日1日としたいと思います。
これにご異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(小泉仲之) ご異議なしと認め、したがって会期は1日間と決定いたしました。
-

日程第5 副議長の選挙

- 議長(小泉仲之) 次に日程第5、副議長の選挙を行います。
お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名
推選によりたいと思います。
これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(小泉仲之) ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選と決定いたし
ました。お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(小泉仲之) ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定い
たしました。副議長に宮本佳太議員を指名します。
お諮りいたします。ただいま指名いたしました宮本佳太議員を副議長の当選人と定めることに、
ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(小泉仲之) ご異議なしと認めます。したがって宮本佳太議員が副議長に当選されまし
た。ただいま当選されました宮本佳太議員が、議場におられますので、会議規則第30条第
2項により告知をいたします。

[当選人 当選承諾]

日程第6 報告

○議長(小泉伸之) 次に、日程第6、報告です。

出納検査の結果について、本件については、監査委員から報告書が提出されており、内容はお手元に配布のとおりです。

日程第7 議案第5号から7号及び報告第1号

○議長(小泉伸之) 次に、日程第7、議案第5号から7号まで及び報告第1号を一括して議題といたします。企業長に提案理由の説明を求めます。

[中原企業長 提案理由説明]

○企業長(中原八一) 令和5年8月議会定例会に当たり、企業団の事業運営に対する所感の一端を申し上げるとともに、本日提案いたしました議案の概要について説明を申し上げます。当企業団もおかげをもちましておおむね予定通りに業務が進められており、これもひとえに議員各位並びに構成団体の格別なご理解ご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

当企業団の事業運営については「新潟東港地域水道ビジョン」の基本理念である「安心を未来へつなぐ広域水道」の実現に向けて、その取り組みを令和3年度から10ヶ年計画で示した「マスタープラン2021」にもとづいて進めております。

その計画2年目となる令和4年度決算は、エネルギー価格の高騰により費用が増加するなかでも、耐震化事業や老朽設備の更新事業などを計画通りに実施するとともに、経営の効率化や経費節減に努めた結果、純利益を確保することができました。

今後も送水管路の更新などの大規模事業が控えておりますが、これらを着実に推進していくため、経営基盤の強化に努めてまいりますので、引き続き議員各位並びに構成団体のご助言ご指導をお願いするものであります。

それでは、本日提案いたしました議案の概要につきまして説明を申し上げます。

議案第5号は、令和4年度事業会計利益の処分及び決算の認定についてです。令和4年度事業会計決算につきましては、監査委員の意見書を添えて議会の認定をいただこうとするものです。その決算の概要について説明いたします。

はじめに「収益的収入及び支出」の決算についてです。

収入は9億4,988万円余となり、その主なものは、営業収益では給水収益、営業外収益では国庫補助金にかかる長期前受金戻入です。

一方、支出は、8億8,653万円余となり、その主なものは、営業費用では施設の運転・維持管理費、人件費、減価償却費、営業外費用では企業債利息、特別損失では浄水汚泥等対策費であります。

以上、収入から支出を差し引きまして4,539万円余の純利益を確保することができました。

次に「資本的収入及び支出」の決算についてです。

収入は968万円となり、その主なものは、耐震化事業への構成団体からの出資金であります。

一方、支出は3億2,783万円余となり、その主なものは、施設の耐震化や更新に係る工事費等の建設改良費、企業債償還金であります。

なお、収入額が支出に対して不足する額3億1,815万円余は、過年度損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金により補てんをいたしました。

なお、補てん使用した減債積立金及び建設改良積立金1億9,616万円余は、議会の議決を得て資本金への組み入れを予定しております。

次に、利益の処分について説明いたします。令和4年度純利益4,539万円余につきましては、議会の議決を得て、減債積立金に1,140万円、残りの3,399万円余を建設改良積立金として処分を予定するものです。

次に議案第6号は、職員の定年等に関する条例に構成団体の年齢60年以上退職者の任用に関する規定を整備するものです。

次に議案第7号は、人事案件です。当企業団の監査委員について、新発田市から選出されておりました「中野」監査委員が、令和5年7月31日付けで辞任されたため、新たに新発田市選出の「若月学」氏を監査委員に選任することについて、議会の同意を得ようとするものです。

次に報告第1号資金不足比率の報告についてです。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条の規定にもとづき、公営企業においては、資金不足比率を算定のうえ、議会に報告し公表することになっています。

令和4年度決算の資金不足比率は、算定の結果0%です。この結果について、監査委員の意見を付してご報告申し上げます。

以上、提案いたしました議案並びに報告について説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小泉仲之) 続きまして監査委員の説明を求めます。

[高松監査委員 決算について説明]

○監査委員(高松守雄) 令和4年度事業会計決算審査の結果について、ご報告します。

令和4年度決算審査については、決算内容や事業の執行について、決算書類が関係法令に準拠して作成されているかどうかを、また、経営成績及び財政状態が適正に表示されているかどうかを検証いたしました。その審査結果の内容は、お手元の決算審査意見書のとおりですが、計数は正確で表示も執行も適正であると認めました。

以上で、決算審査報告を終わります。

○議長(小泉仲之) ただいまの企業長及び監査委員の説明について、質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(小泉仲之) 質疑なしと認めます。
ただいまから、討論に入ります。討論は、ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(小泉仲之) 討論はないものと認めます。
- 議長(小泉仲之) それでは採決いたします。採決の方法は、議案第7号、監査委員の選任については除斥関係が生じますので別途に採決することとし、議案第5号及び第6号についてを一括採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(小泉仲之) ご異議なしと認めます。したがってそのように決定いたしました。
ただいまから採決いたします。議案第5号及び第6号について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(小泉仲之) ご異議なしと認めます。よって議案第5号及び第6号は原案のとおり可決及び承認されました。次に議案第7号、監査委員の選任についてを採決いたします。
地方自治法第117条の規定により若月学議員の退席を求めます。

[若月学議員 退席]

- 議長(小泉仲之) それでは議案第7号、監査委員の選任について、これに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(小泉仲之) ご異議なしと認めます。よって、第7号議案は、これを同意することに決定いたしました。

[若月学議員 着席]

日程第8 議員派遣について

○議長(小泉仲之) 次に、日程第8、議員派遣を議題といたします。

これは、地方自治法第100条第13項の規定に基づき議会が議員を派遣することについて、会議規則第93条の2の規定による議決を得ようとするものであり、内容はお手元に配布の議員派遣書のとおりでございます。

○議長(小泉仲之) ただいまから、討論に入ります。討論は、ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小泉仲之) 討論はないものと認めます。

○議長(小泉仲之) それでは、議員派遣を採決いたします。お手元に配布してあります議員派遣書のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小泉仲之) ご異議なしと認めます。したがって議員派遣書のとおり決定をいたしました。

○議長(小泉仲之) これで本日の日程は、全部終了いたしました。

以上で、令和5年8月新潟東港地域水道用水供給企業団議会定例会を閉会いたします。

午後3時18分閉会

| | |
|-------|--|
| 招集年月日 | 令和 5 年 8 月 9 日 |
| 開会の時刻 | 令和 5 年 8 月 9 日 午後 3 時 00分 |
| 閉会の時刻 | 令和 5 年 8 月 9 日 午後 3 時 18分 |
| 会 期 | 令和 5 年 8 月 9 日 より 令和 5 年 8 月 9 日 まで 1 日 間 |

以上会議のてん末を承認し、署名する。

令和5年8月9日

新潟東港地域水道用水供給企業団 議会議長 小泉 伸之

同 署名議員 平松 洋一

同 署名議員 若月 学